

養介護施設従事者による高齢者虐待について

全国的に養介護施設従事者による高齢者虐待の相談件数が増えているため、高齢者虐待防止法に定められている責務等の再確認をお願いしたい。

I 現状

厚生労働省及び青森県が公表している「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果から抜粋して紹介する。

1 虐待件数

	全国	青森県
29年度	510件（通報1,898件）	4件（通報12件）
28年度	452件（通報1,723件）	3件（通報19件）
27年度	408件（通報1,640件）	7件（通報18件）

2 虐待種別

	全国	青森県
29年度	身体的虐待 59.8% 心理的虐待 30.6% 介護等放棄 16.9% 経済的虐待 8.0% 性的虐待 3.3%	身体的虐待 80.0% 心理的虐待 13.3% 介護等放棄 6.7%
28年度	身体的虐待 65.5% 心理的虐待 27.5% 介護等放棄 27.0% 経済的虐待 9.1% 性的虐待 2.8%	身体的虐待 100%
27年度	身体的虐待 61.4% 心理的虐待 27.6% 介護等放棄 12.9% 経済的虐待 12.0% 性的虐待 2.4%	身体的虐待 86.2% 介護等放棄 13.8%

3 虐待の事実が認められた施設種別（上位から）

	全国	青森県
29年度	特養 30.4% 有料 21.6% GH 14.3% 老健 10.4%	有料 3件 老健 1件
28年度	特養 27.4% 有料 26.5% GH 14.6% 老健 11.5%	有料 1件 GH 1件 老健 1件
27年度	特養 30.6% 有料 20.9% GH 15.9% 老健 9.1%	GH 3件 老健 3件 有料 1件

II 養介護施設従事者による高齢者虐待における施設の責務等（高齢者虐待防止法から）

1 高齢者虐待の防止等のための措置

第二十条

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

2 高齢者虐待にかかる通報

第二十一条

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

（略）

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

III 通報後の動き

- 市による訪問や聞き取り調査を実施します。
- 虐待があると認められる場合には、改善報告書の提出を求めることがあります。また、深刻な状況が考えられる場合には、介護保険法や老人福祉法に基づく措置が実施される可能性があります。
- 通報にかかる情報は県に報告します。

（虐待の有無、施設名、高齢者名、虐待者名、対応状況など）

虐待が疑われる情報を把握したら、速やかに市（高齢福祉課・介護保険課）に御相談ください。